

## I. はじめに

### I.A 作業指針

1. 世界遺産条約履行のための作業指針（以下、作業指針）は、以下に示す手続きを定めることにより世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、「世界遺産条約」又は「条約」）の履行を促すことを目的とする。
  - a) 世界遺産一覧表及び危険にさらされている世界遺産一覧表への資産登録
  - b) 世界遺産一覧表登録資産の保護及び保全
  - c) 世界遺産基金に基づく国際的援助
  - d) 条約に対する各国の支援、国際的支援の動員
2. 作業指針は世界遺産委員会での決議内容を反映するため定期的に改定される。
3. 本作業指針は主に下記の利用者を想定して作成されている。
  - a) 世界遺産条約の締約国
  - b) 顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（以下、「世界遺産委員会」又は「委員会」）
  - c) 世界遺産委員会事務局としてのユネスコ世界遺産センター（以下、「事務局」）
  - d) 世界遺産委員会諮問機関
  - e) 世界遺産一覧表登録資産の保護に携わる遺産管理者、関係者、協力者

作業指針改定の歴史については以下の URL を参照。  
<http://whc.unesco.org/en/guidelineshistorical>（英語）

## I.B 世界遺産条約

4. 文化遺産及び自然遺産は、一国にとどまらず人類全体にとって、貴重なかけがえのない財産である。これら価値ある財産がその一部でも損壊や滅失によって失われることになれば、世界のすべての人々にとって遺産が損なわれることとなる。遺産を構成する個々の資産は、特別に秀でたその性質ゆえに「顕著な普遍的価値」を持つと考えられ、増大しつづける脅威、種々の危機から保護すべく特別な対策を施すに値するものである。
5. 世界の遺産の適切な認定、保護、保全、公開を出来る限り担保するため、ユネスコ加盟国は 1972 年に世界遺産条約を採択した。同条約には、「世界遺産委員会」及び「世界遺産基金」の設立が盛り込まれており、委員会、基金共に 1976 年から活動を行っている。
6. 1972 年に条約が採択された後、国際社会は「持続可能な開発」という概念を採択した。自然遺産及び文化遺産を保護、保全することは、持続可能な開発に大いに資するものである。
7. 条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことである。
8. 個々の資産が有する顕著な普遍的価値を評価することと共に、締約国が世界遺産一覧表登録資産の保護管理を進めていく上での指針を閉めることを目的として、世界遺産一覧表へ資産を登録するための基準及び条件のとりまとめが行われた。
9. 世界遺産一覧表に登録されたある資産が重大かつ明確な危険に脅かされている場合には、委員会は当該資産を危険にさらされている世界遺産一覧表に掲載することを検討する。当該資産を世界遺産一覧表に登録する根拠となった顕著な普遍的価値が破壊されたときは、委員会は世界遺産登録一覧表からの登録抹消を検討する。

## I.C 世界遺産条約締約国

10. 各国は条約の締約国になることが奨励されている。批准書、受諾所、加入書の見本を付属資料 1 に示す。  
(寄託する際には、)署名された原本をユネスコ事務局局長宛に送付すること。
11. 条約締約国の一覧表は次のウェブアドレスに掲載されている。  
<http://whc.unesco.org/en/statesparties> (英語)
12. 条約締約国は、世界遺産資産の認定や登録推薦、保護において、遺産管理者、地方自治体、地域のコミュニティ、非政府組織 (NGO) 及びその他の利害関係者、協力者など幅広い関係者の参加を確保することが推奨される。
13. 条約締約国は、条約の履行に関する窓口として第一義的な責任を有する政府機関の名称及び連絡先を事務局に提出すること。事務局による公式の連絡及び文書の送付は、この窓口機関に対して行われる。各国窓口機関の一覧表は次のウェブアドレスに掲載されている。  
<http://whc.unesco.org/en/statespartiesfocalpoints>。締約国各国は、自国内において当該情報を公開するとともに、最新の情報を提供することが推奨される。
14. 締約国は、定期的に 文化遺産及び自然遺産の専門家を集め、条約の履行について議論することが奨励される。その際、適宜、諮問機関の代表及びその他の専門家を招聘することも考えられる。
15. 文化遺産及び自然遺産が存在する締約国の主権を十分に尊重しつつ、条約締約国は、遺産を保護するために協力することが国際社会の集団的利益となることを認識する。世界遺産条約締約国は以下の責務を有する。
  - a) 自国の領域内の文化遺産及び自然遺産を認定し、登録推薦、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に確実に伝えていくこと。また、他の締約国の要請に応じて、これらの作業に係る支援を行うこと。世界遺産条約第 4 条及び第 6 条第 2 項参照
  - b) 遺産に、人々の生活の中での機能を与えるような政策を採ること。世界遺産条約第 5 条参照
  - c) 遺産保護を総合計画に統合すること。

- d) 遺産の保護、保全、公開に係る業務を確立すること。
- e) 遺産をおびやかす危険への対策を開発するための科学的、技術的研究を進めること。
- f) 遺産保護のための適切な法的、科学的、技術的、行政的、財政的措置をとること。
- g) 遺産の保護、保全、公開を行う国又は地域研修センターの設置、発展を促進し、これらの分野における科学的調査を推進すること。
- h) 自国の遺産及び他の条約締約国の遺産に直接的、間接的被害を及ぼすような意図的措置をとらないこと。 世界遺産条約第 6 条第 3 項参照。
- i) 世界遺産一覧表に記載することが適当な資産の目録を世界遺産委員会に提出すること（これを暫定リストと呼ぶ）。 世界遺産条約第 11 条第 1 項参照
- j) 世界遺産基金に対し、条約締約国会議で決定された額に基づいて分担金を定期的に拠出すること。 世界遺産条約第 16 条第 1 項参照。
- k) 世界遺産の保護のための寄附を募るため、国、公共、民間による財団又は団体の設立を検討、推進すること。 世界遺産条約第 17 条参照
- l) 世界遺産基金のために行われる国際的募金運動を支援すること。 世界遺産条約第 18 条参照
- m) 教育及び広報を通じて、自国民が条約の第 1 条及び第 2 条により定義される文化遺産及び自然遺産の価値に対する理解を深め、より尊重するよう努めること。又、遺産を脅かす危険にについて公衆に周知すること。 世界遺産条約第 27 条参照。
- (n) 世界遺産条約の履行及び資産の保全状況について、世界遺産委員会に報告すること。 世界遺産条約第 29 条参照。又、第 11 回締約国会議（1997）決議参照。

16. 締約国は、世界遺産委員会会合及びその下部組織の会合に出席することが奨励される。世界遺産委員会手続規則第8条第1項参照

#### I.D 世界遺産条約締約国会議

17. 世界遺産条約締約国会議は、ユネスコ総会の会期の間で開催される。会議は、手続規則に従って進行される。手続規則は以下のウェブアドレスに掲載されている。http://whc.unesco.org/en/garules（英語）世界遺産条約第8条第1項参照。世界遺産委員会手続規則第49条参照

18. 会議では、すべての締約国に適用される同一の百分率により世界遺産基金への分担金を決定し、世界遺産委員会の構成国を選出する。締約国会議及びユネスコ総会の両者に対して、世界遺産委員会は活動報告を行う。世界遺産条約第8(1)条、第16条第1項、第29条参照。世界遺産委員会手続規則第49条参照。

#### I.E 世界遺産委員会

19. 世界遺産委員会は21の構成国から成り、年1回以上の頻度で会合を開催する（6月～7月頃）。委員会は、ビューロー会議を設置し、委員会会合期間中に必要と判断される回数のビューロー会議を開催する。委員会及びビューロー会議の構成は、次のウェブアドレスを参照。http://whc.unesco.org/en/committeemembers（英語）事務局の世界遺産センターを通じて世界遺産委員会へ連絡をとることができる。

20. 委員会は、手続規則に従って会議の運営を行う。手続規則は次のウェブアドレスで公開されている。

http://whc.unesco.org/committeerules（英語）

21. 委員会の構成国の任期は6年間とするが、衡平な代表性を確保し、持ち回りにより機会が均等に与えられるように、締約国各国が自発的に任期を6年から4年に短縮するとともに、再選を自粛することを検討するよう委員会会合は推奨している。世界遺産条約第9条第1項参照。世界遺産条約第8条第2項参照。世界遺産条約締約国会議第7回会合（1989）、第12回会合（1999）、第13回会合（2001）

22. 世界遺産一覧表登録資産を持たない締約国に対して、締約国会議に先立って開催される委員会会合の決議に基づいて、一定数の議席を割り当てることができる。締約国会議手続規則第14条第1項参照

23. 委員会の決議は客観的かつ科学的な検討に基くものであり、委員会の名のもとに実施される査定は完全かつ責任を持って行われなければならない。そのような決議は以下に依存することを委員会は認識する。

- a) 注意深く準備された書類
- b) 完全かつ一貫性ある手続き
- c) 資格ある専門家による審査
- d) 必要な場合は、専門審査員の利用

24. 委員会の主要な機能は、締約国と協力し、

- a) 暫定リスト及び締約国により提出される登録推薦書に基づいて、条約のもとで保護すべき顕著な普遍的価値を有する文化資産及び自然資産を認定し、世界遺産一覧表に登録すること。  
世界遺産条約第 11 条第 2 項参照
- b) 世界遺産一覧表登録資産の保全状況をリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）を通じて調査すること。  
世界遺産条約第 11 条第 7 項及び第 29 条参照
- c) どの世界遺産一覧表登録資産を危険にさらされている世界遺産一覧表に登録するか又は登録解除するかについて決定すること。  
世界遺産条約第 11 条第 4 項及び第 11 条第 5 項参照
- d) 資産を世界遺産一覧表から削除すべきかどうか決定すること（第 IV 章参照）。
- e) 国際的援助の要請を検討するための手続きを決定し、決議に至る前に必要に応じて調査及び協議を実施すること（第 VII 章参照）。  
世界遺産条約第 21 条第 1 項及び第 21 条第 3 項参照
- f) 顕著な普遍的価値を有する資産の保護に関して、締約国を支援するために、最も効果的な世界遺産基金の用途を決定すること。  
世界遺産条約第 13 条第 6 項参照
- g) 世界遺産基金を増額する方法を検討すること。
- h) 締約国会議及びユネスコ総会に対して 2 年毎に活動報告書を提出すること。  
世界遺産条約第 29 条第 3 項参照. and Rule 49 of the Rules of procedure of the World Heritage Committee.
- i) 条約の履行について定期的に調査及び審査を行うこと。

j) 作業指針の改定及び採択を行うこと。

である。

25. 条約の履行を促進するため、委員会は戦略目標を策定する。世界遺産への新たな脅威に確実に効果的な対応がなされるように定期的に見直しを行い改定を行う。

1992年に委員会で採択された最初の「戦略的方向性」については、document WHC-92/CONF.002/12の付属資料IIを参照。

26. 現在の戦略目標（4つのC）は以下のとおり。

2002年に世界遺産委員会が改定を行ったのは戦略目標「世界遺産に関するブダペスト宣言」(2002)は、下記から入手可：  
<http://whc.unesco.org/en/budapestdeclaration>（英語）

1. 世界遺産一覧表の信用性（Credibility）の強化
2. 世界遺産資産の効果的な保全（Conservation）の確実な担保
3. 締約国における効果的なキャパシティビルディング（Capacity-building）の促進
4. コミュニケーション（Communication）を通じた世界遺産に関する普及啓発、参画及び支援の増大

#### I.F 世界遺産委員会事務局（世界遺産センター）

ユネスコ 世界遺産センター  
7, place de Fontenoy  
75352 Paris 07 SP  
France  
Tel: +33 (0) 1 4568 1571  
Fax: +33 (0) 1 4568 5570  
E-mail: [wh-info@unesco.org](mailto:wh-info@unesco.org)  
www: <http://whc.unesco.org/>

27. 世界遺産委員会は、ユネスコ事務局長が任命する事務局の補佐を受ける。現在、事務局の役割は、この目的のために1992年に設立された世界遺産センターが担っている。又、ユネスコ事務局長は、世界遺産センターの局長を委員会の秘書に任命している。事務局は締約国及び諮問機関を補佐し、協力する。事務局はまたユネスコの他の活動分野及び地方事務所と緊密な連携を図りつつ活動する。

世界遺産条約第14条参照

世界遺産委員会手続規則第43条参照

回覧書簡16（2003年10月21日付け）  
<http://whc.unesco.org/circs/circ03-16e.pdf>（英語）

28. 事務局の主要な活動内容は以下のとおり。

- a) 締約国会議及び委員会会合の開催。
- b) 世界遺産委員会会合及び締約国会議の決議の履行、及び、実施状況の報告。
- c) 世界遺産一覧表登録推薦書の受理、事務局登録、書類の完全性の確認、保管及び関係諮問機

世界遺産条約第14条第2項参照

世界遺産条約第14条第2項参照。  
「世界遺産に関するブダペスト宣言」(2002)参照

関への伝達。

- d) 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジーの一環としての研究活動やその他の活動の調整。
- e) 定期的報告のとりまとめ及びリアクティブモニタリングの調整。
- f) 国際的援助の調整。
- g) 世界遺産資産の保全管理のための予算外資金の確保。
- h) 委員会の計画及びプロジェクトの履行に関する締約国への援助。
- i) 締約国、諮問機関、一般市民への普及啓発活動を通じた世界遺産及び世界遺産条約のプロモーション。

29. これらの活動の実施にあたっては、委員会の決議及び戦略目標、締約国会議に従うこととし、諮問機関と密接に連携すること。

#### I.G 世界遺産委員会諮問機関

30. 世界遺産委員会への諮問機関は、ICCROM (文化財保存及び修復の研究のための国際センター)、及びICOMOS (国際記念物遺跡会議)、そして IUCN (国際自然保護連合) とする。

世界遺産条約第 8 条第 3 項  
参照

31. 諮問機関の役割は以下のとおり。

- a) それぞれの専門分野に関して世界遺産条約の履行に関する助言を行うこと。
- b) 委員会文書及び会議議題の作成、委員会決議の履行に関して事務局を補佐すること。
- c) 世界遺産一覧表の不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー、研修に係るグローバルストラテジー、定期的報告の策定及び履行に関する補佐を行うこと。又、世界遺産基金の効果的な活用を強化するこ

世界遺産条約第 13 条第 7 項  
参照

と。

- d) 世界遺産資産の保全状況を監視し、国際的援助の要請を審査すること。
- e) ICOMOS、IUCN については、世界遺産一覧表登録推薦資産を審査し、委員会に審査報告を行うこと。
- f) 世界遺産委員会会合及びビューロー会議に顧問として出席すること。

世界遺産条約第 14 条第 2 項  
参照

世界遺産条約第 8 条第 3 項  
参照

### ICCROM

- 32. ICCROM (文化財保存及び修復の研究のための国際センター)は、本部をイタリア、ローマにおく国際的な政府間機関である。ユネスコによって 1956 年に設立され、不動産・動産の文化遺産の保全強化を目的とした研究、記録、技術支援、研修、普及啓発を行うことを目的とする。
- 33. 条約に関する ICCROM の特定の役割は次のものが含まれる。文化遺産に関するトレーニングにおいて主導的な協力機関となること。世界遺産の文化資産の保全状況の監視を行うこと。締約国から提出された国際的援助要請の審査を行うこと。キャパシティビルディングへのアドバイス及び支援を提供すること。

### **ICCROM**

Via di S. Michele, 13  
I-00153 Rome, Italy  
Tel : +39 06 585531  
Fax: +39 06 5855 3349  
Email: [iccrom@iccrom.org](mailto:iccrom@iccrom.org)  
<http://www.iccrom.org/>

### ICOMOS

- 34. ICOMOS (国際記念物遺跡会議)は、本部をフランス、パリにおく非政府機関である。1965 年に設立され、建築遺産及び考古学的遺産の保全のための理論、方法論、そして、科学技術の応用を推進することを目的とする。1964 年に制定された記念物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章(ベニス憲章)に示された原則を基盤として活動している。
- 35. 条約に関する ICOMOS の特定の役割には次のものが含まれる。世界遺産一覧表登録推薦資産の審査。世界遺産の文化資産の保全状況の監視を行うこと。締約国から提出された国際的援助要請の審査を行うこと。キャパシティビルディングへのアドバイス及び支援を提供すること。

### **ICOMOS**

49-51, rue de la Fédération  
75015 Paris, France  
Tel : +33 (0)1 45 67 67 70  
Fax : +33 (0)1 45 66 06 22  
E-mail: [secretariat@icomos.org](mailto:secretariat@icomos.org)  
<http://www.icomos.org/>

## IUCN

36. IUCN-国際自然保護連合（旧名称：the International Union for the Conservation of Nature and Natural Resources）は、1948年に設立され、国家政府、NGO、科学者をメンバーとする世界的組織である。自然の完全性及び多様性を保全し、平等で生態学的に持続可能な自然資源利用を担保するために、世界中の科学者を支援することを目的とする。IUCNの本部はスイスのグランに置かれている。

### **IUCN – 国際自然保護連合**

rue Mauverney 28  
CH-1196 Gland, Switzerland  
Tel: + 41 22 999 0001  
Fax: +41 22 999 0010  
E-Mail: mail@hq.iucn.org  
<http://www.iucn.org>

37. 条約に関する IUCN の特定の役割には次のものが含まれる。世界遺産一覧表登録推薦資産の審査を行うこと。世界遺産の自然資産の保全状況の監視、締約国から提出された国際的援助要請の審査を行うこと。キャパシティビルディングへのアドバイス及び支援を尾提供すること。

### **I.H その他の機関**

38. 委員会は、その計画及びプロジェクトの履行に関して、適切な能力及び専門的知識を有する他の国際機関や非政府機関に協力支援を要請することができる。

### **I.I 世界遺産保護のパートナー**

39. 登録推薦及び管理、モニタリングにおいて、パートナーシップ型の取り組みを進めることは、世界遺産資産の保護及び条約の履行に大きく貢献するものである。
40. 世界遺産資産の保全管理に利害関係を有する又は従事する個人その他の関係者、特に地域のコミュニティ、政府機関、非政府機関、民間組織、所有者は、世界遺産の保護及び保全のパートナーとなり得る。

### **I.J 関連条約等**

41. 世界遺産委員会は、ユネスコの関連条約等とより緊密に連携を図ることの重要性を認識する。関連する地球規模の保全体制、条約等の一覧を、第 44 段落に示す。
42. 世界遺産委員会は、事務局の支援を得て、世界遺産条約とその他の条約、計画、文化遺産及び自然遺産の保全に関係する国際機関との間での適切な連携及び情報共有を確保する。

43. 委員会は、関連条約に基づく政府間機関の代表者を、オブザーバーとして会合に招聘することができる。又、委員会は、要請に基づいて、他の政府間機関の会議にオブザーバーとして参加する代表者を指名することができる。

#### 44. 文化遺産及び自然遺産の保護にかかる主要な国際条約等

##### ユネスコの条約及び計画

「武力紛争の際の文化財の保護のための条約（1954年ハーグ条約）」

第1議定書(1954)

第2議定書(1999)

[http://www.unesco.org/culture/laws/hague/html\\_eng/page1.shtml](http://www.unesco.org/culture/laws/hague/html_eng/page1.shtml)（英語）

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(1970)

[http://www.unesco.org/culture/laws/1970/html\\_eng/page1.shtml](http://www.unesco.org/culture/laws/1970/html_eng/page1.shtml)（英語）

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(1972)

[http://www.unesco.org/whc/world\\_he.htm](http://www.unesco.org/whc/world_he.htm)（英語）

水中文化遺産の保護に関する条約(2001)

[http://www.unesco.org/culture/laws/underwater/html\\_eng/convention.shtml](http://www.unesco.org/culture/laws/underwater/html_eng/convention.shtml)（英語）

無形文化遺産の保護に関する条約(2003)

<http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001325/132540e.pdf>（英語）

人間と生物圏(MAB)計画

<http://www.unesco.org/mab/>（英語）

##### その他の条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)(1971)

[http://www.ramsar.org/key\\_conv\\_e.htm](http://www.ramsar.org/key_conv_e.htm)（英語）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)(1973)

<http://www.cites.org/eng/disc/text.shtml>（英語）

移動性野生動物種の保全に関する条約(CMS)(1979)

[http://www.unep-wcmc.org/cms/cms\\_conv.htm](http://www.unep-wcmc.org/cms/cms_conv.htm)（英語）

国連海洋法条約(UNCLOS)(1982)

[http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/texts/unclos/closindx.htm](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/unclos/closindx.htm)（英語）

生物の多様性に関する条約 (1992)

<http://www.biodiv.org/convention/articles.asp> (英語)

盗取され又は不法に輸出された文化財に関する UNIDROIT  
条約 (ローマ, 1995)

<http://www.unidroit.org/english/conventions/culturalproperty/c-cult.htm> (英語)

国連気候変動枠組条約 (ニューヨーク, 1992)

[http://unfccc.int/essential\\_background/convention/background/items/1350.php](http://unfccc.int/essential_background/convention/background/items/1350.php) (英語)